

身近な文化財 — 石造文化財について —

小 泊 立 矢

大分県には石造文化財が多いとよく言われる。確かに私たちの周辺でそれをよく見かける。それでは私たちはそれをじっくりと見たことがあるだろうか。例えば「近所の神社の鳥居の絵を描いて見てください」と言われてすぐに描けるだろうか。ほとんどの人は正確には描けないに違いない。いつもくぐっている鳥居でありながら。

「路傍の石仏」という言葉もよく耳にする。しかし、路傍の石仏にも一体一体にちゃんとした名称があるはずである。それを「路傍の石仏」という語で一括してしまえば、「この仏は何様ですか」との問いにすべて「お地藏様」と答えたりすることになる。

(一) 石造文化財とは

本題に入ろう。石造文化財とは何か。文字通り石を素材と

した文化財である。それでは石で作られたものは全て石造文化財というのか、となるとそうともいえない。石器・石棺なども石で出来てはいるが、これらは石造文化財とは言わない、考古学の研究対象とされるものである。

石造物を文化財、美術、工芸品として研究対象に取り上げ、その方法論の基礎を築いた人に川勝政太郎氏がいる。京都帝大で古建築を学び、他方石造物研究にも造詣が深く、「石造美術」という語で石造物研究を体系づけた。

氏は石造美術の定義の中で、対象とする時代を「仏教伝来以降江戸時代に及ぶ各時代（『日本石造美術辞典』）」としている。先に述べた石器・石棺などは対象外となるが、石棺の蓋を再利用して仏像を彫った石棺仏などは、石造美術として取り扱っている。

次に呼称であるが、これは石造物、石造文化財、石造美術、石造建造物など様々である。ただし研究対象を分類した呼称ではなく、対象とする石製物はほぼ同じである。

ところで石造美術というと、何となく時代が古く完成品で、美術・工芸的にも優れたものというイメージを抱くのは、私だけであろうか。

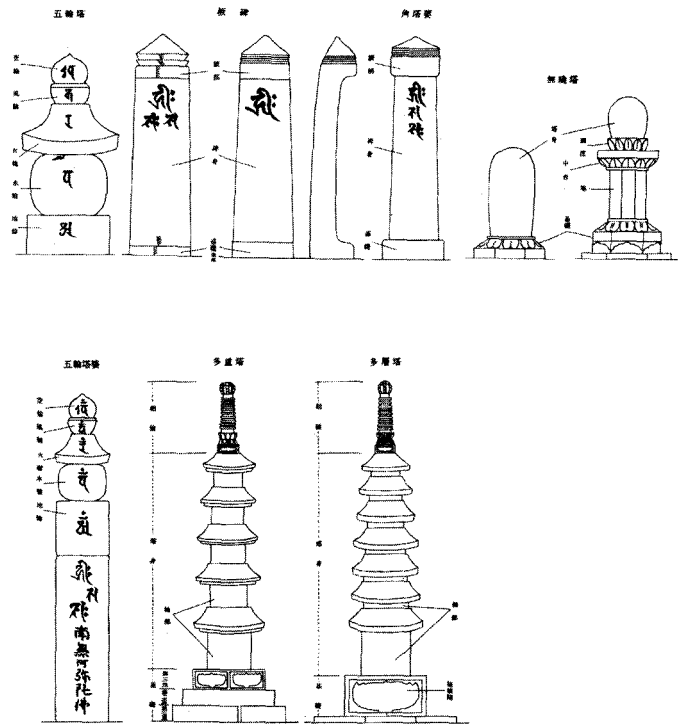
石造物には銘文を彫っている場合が多い。それはまた歴史

の史料として大いに活用される。板碑などはその代表といえよう。その場合は銘文部分がはっきりと判読出来れば必ずしも定形品出なくてもよい。また美術工芸的に優れたものでもなくともよいはずである。そうなれば、石造美術より石造物・石造文化財の呼称の方がピッタリするような気がする。石造物を調査研究する人それぞれの考えがあろうと思われるが、私は石造文化財という語を使用することにしていく。なお「石造建造物」なる語は、国指定文化財の場合の呼称として使用されている。

(二) 石造文化財の分類

川勝氏は、主に形態の上から石造文化財を次の二五項目に分類している。

- 層塔・宝塔・多宝塔・五輪等・宝篋印塔・一重塔・傘塔
 - 婆・自然石塔婆・角塔婆・板碑・無縫塔・石幢・石仏
 - 石室・石橋・石燈籠・炉・水船・石鳥居・狛犬・石碑・
 - 石臼・露盤・台座・石壇
- 『日本石造美術辞典』



以上の中で多宝塔は現在のところ、大分県内では確認されていない。また川勝氏は市辺田(いちべた)八幡(豊後大野市三重町下赤嶺)の舍利塔(文永十二年(1275)銘)を一重塔に分類しているが研究者により異論もある。なお水船、社寺に置かれた手洗い用の容器で、近世には銘文に水鉢の呼称が見られる。すなわち古くは水船と称し構成になって

水鉢と呼ばれるようになるのである。なかには手洗いのためではなく、湯を入れ、浴用として使用する石風呂もある。安国寺（国東市国東町安国寺）の本堂前にあるものも石風呂として使用されていたと伝えられる。

露盤は、木造の宝形造（ほうぎょうづくり）の建物の屋根を飾るもので、上には宝珠が載る。金属製のものが多く瓦製もある。石造のものは数は少ないが、古くは平安時代末から鎌倉時代にかけての遺例現存する。別府市内でも近世以降のものであるが、信行寺（亀川四の湯）や実相寺（火売区）で石造の露盤を見ることが出来る。

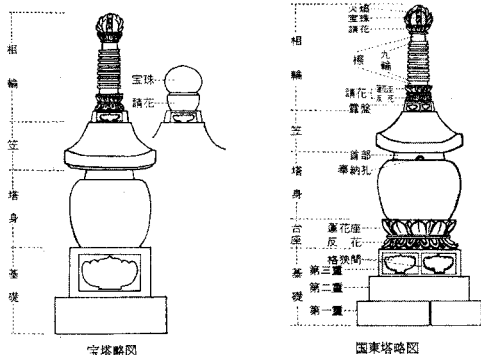
ところで大分県を代表する石造文化財の一つに国東塔がある。川勝氏の分類ではどれに相当するであろうか。命名者は天沼俊一氏だといわれている。京都帝大の建築の先生で明治末から大正にかけて富貴寺大堂（豊後高田市）の調査に來県している。その際他地域では見かけない石塔が、国東半島内に数多く分布することに気づき、地名を冠し国東塔と名付けたのである。

はじめは「国東型宝塔」の呼称もったように、宝塔の一種として分類されていた。そのためか文化財の指定名称も、国指定のものは「照恩寺宝塔（国重文）」、「岩戸寺宝塔（同前）」

などと宝塔を使用している。

県指定の国東塔も昭和三十四年三月指定の小谷杵築市山香町内河野の国東塔までは「石造国東塔」となっている。ところが国東塔とは明らかに形式の異なる平尾社（大野市千歳）の宝塔、蓮城寺（豊後大野市三重町）の宝塔も指定名称は「石造宝塔」である。これでは名称だけでは区別がつきにくいためか、昭和三十八年二月指定の山浦（杵築市山香町）の国東塔からは「国東塔」の名称を使用するようになっていた。現在では所在地名や寺社名を付し、真覚寺国東塔（国東町国見）や古羅漢国東塔（中津市本耶馬溪町）などとしている。

国東塔のように地方色豊かな宝塔には、地名を冠して呼ぶものもいくつかある。赤碕塔（鳥取県・宝篋印塔と宝塔の融合した形川勝政太郎氏命名）、薩摩塔（鹿児島県薩摩半島・石幢形式に宝塔形式を加味、斎藤彦松氏により仮称とされたが現在は一般的に使用）などである。平成十九年



一月の日経新聞に、福岡県久山町の白山遺跡で薩摩塔が発見されたと出ており、同記事には、「薩摩塔は鹿兒島と長崎でしか発見されていない謎の石塔で、(発見された塔には)四天王像が四面に彫られていた。」とある。これまで考えられていた分布地域の広がり、中世の石塔(石工)の流通(移動)について考察しなければ問題がある。

分類を像容・信仰・形態に分けて行う例もある(『日本石仏事典』)。場合によってはこの分類の方が分かりやすく、まとめ易いこともある。特に近世の信仰に関する石塔類などでは各種の供養塔・念仏塔などか急速に数を増している。そのため信仰内容による分類が必要となるのである。ちょっと気をつけてみると、「大乘妙典一字一石塔」・「日本廻 供養塔」・「庚申塔」・「地神塔」などなど、身近にいくらでも存在する。中には今でも信仰されている塔も多い。

要するに調査目的に合わせた分類を行うということになる。

(三) 石造文化財からわかること

石造文化財の造立年代・造立趣旨・願主・作者(石工)などは、彫られた銘文から判明する場合がほとんどである。調

査をしていると、よく「これは何年くらい前のものですか」と聞かれることがある。この場合、年号の西暦年を確認しておくとすぐに三〇〇年前だとか約四五〇年まえだとか答えることができる。たいていの人は「へえーそんなに古いものですか」と感心する。調査に年表を持参することは言うまでもない。

ところで、年号には干支を彫っている。年表確認の際には、この干支も見ておく必要がある。しかし、石造文化財は時に銘文が欠けて判読できないものがあり、そのため年表で確認しても間違える場合があるので注意が必要となる。次に具体例を上げてみよう。

(欠字)

□政七庚申年卯月廿日

さて、この欠字は何だろうかということである。まず形態から見て江戸時代のものだということは判断できる。そこで「□政」という年号を探すと、寛政・文政・安政の三つがある。次にこれらの中で七年があるのは寛政と文政で、安政は六年までしかない(ただし安政から万延への改元は次年の三月十八日なので、正月から三月十七日までは厳密には安政七年ということになる。しかし、年表には改元の月日を記した

ものは少ない)。次に干支を見ると、寛政七年は「乙卯」で、文政七年は「甲申」である。銘文の方は七年で、干支は「庚申」とある。そのため、まず干支が合わない寛政を除くと文政が残る。しかし、文政七年の干支は「甲申」でこれも合わない。そこで、「□政」を解明する場合に、石工が「甲申」と彫るところを「庚申」と彫ったに違いないと判断してこの年号を、

〔文〕政七年庚申年卯月廿日

としてしまう可能性もあるのである。

念のため万延元年の干支を見ると「庚申」とある。しかし安政から万延への改元は、万延元年三月十七日で、それまでは安政七年であり、干支は「庚申」である。当時は情報伝達が遅く改元後も前の年号が使用された例はいくらでもあったのである。結局前記の例は

〔安〕政七年庚申年卯月廿日

ということになる。年次や年号を推定確認する場合、わずか一字を確認するのにも、大変な考証が求められ、また干支の果たす役割が非常に大きいのである。

ここでは年号について述べたが、その他銘文から判明することは多い。それらは紙数の関係で詳述しないが、次項では

別府市内で目にするのできる事例を紹介したい。

(四) 銘文二題

① 施宿千人供養塔（亀川四の湯信行寺墓地）

信行寺（浄土宗）裏の墓地にある。形態は通常の墓塔と同じで、塔身は縦九〇センチ・巾三〇センチ。正面に「日本廻国施宿千人供養塔」とある。裏面には宝暦五年（一七五五）の年号がある。さらに左右側面に銘文を刻む。



正面に刻まれた文字であるが、「日本廻（回）国行者に宿を提供してきてそれが千人に達した」という意味である。

廻国行者戸は、日本各地の聖地を巡る人のことで、六十六部（八部と略称することが多い。全国六十六か国を巡り、法華

経を一巻ずつ納経する)はその代表的なものである。今と違って、巡礼することが大変な難行であった当時、彼ら行者の世話をすることが、世話をする当人にとって何よりの功德であるという信仰があり、このような塔が建てられたのである。この塔の左側面の銘文中に「造立之施宿満願□□者也」とあるので、願主糸永甚七は、廻国行者一千人に宿を施すことを発願していたのであろう。

右側面には、次の偈頌(仏の功德をほめたたえる言葉)が刻されている。石造文化財調査のときに、よく偈頌を見るが、読み方・出典などには苦労する。参考図書として『石仏偈頌辞典』(加藤政久編)・『続石仏偈頌辞典』(同前)を利用するが非常に参考になる。

一見聞宝塔 永離三惡道 何況造立者 皆共成仏道

前掲書にはこの偈頌は出ていないが次の例がある。

一見卒都婆 永離三惡道 何況造立者 必定成菩提

(一たび卒都婆を見れば、永く三惡道を離る、

何ぞ況んや造立者は、必定菩提を成ぜん)

第一句と第四句が異なるだけでほぼ同じ内容である。第一句は「一たび宝塔を見聞せば」、第四句は「皆共に仏道を成ぜん」と読むのであろう。三惡道は、衆生が悪行により生ま

れる地獄道・畜生道のこと、善行によって生まれる天・人・阿修羅の各道を三善道という。

②水死者供養塔(東莊園町中部中学校南側墓地)

鶴高通りに面した道路沿いに、「石書大乘妙典塔」の文字を刻んだ石塔が建っている。総高約一二六センチ。造立年は、側面に「享保十五年庚戌暮春下浣」とあるので、享保十五年(一七三〇)三月下旬ということがわかる。正面の「石書大乘妙典塔」の意であるが、大乘妙典(法華經のこと)を石書(恋しに一字ずつ經典の文字を記し埋納する意)して立てた塔という意味である。



それでは何のために造立したのであろうか。塔の両側面と裏面に長文の銘が記されている。その全文については、安部

巖氏が「二豊の石造美術」九号（一九八八・大分県石造美術研究会）に発表されている。（安部巖『石』遍歴〈別府〉」（二二）。同報告を参考に造立の趣旨を簡単に記してみよう。

享保十四年（一七二九）九月十三日、暴風雨のため別府村、南石垣村の境にあった民家二十余家が埋まっしい、二十一名もの溺死者が出た。そこで小浦村の尾林氏は供養塔の建立を思い立ちこの塔を建てた。というものである。

このような一字一石塔は随所で見ることができる。また長文の銘文を彫ったものも多い。それを読むことによって、造立の目的も分かるし、地域の歴史も判明するのである。

歴史をたどる史料といえば古文書があるが、紙に書いたものはいったん災害にあうと消滅してしまう場合が多い。その点石に彫られたものは残りやすい（長年月の間に摩滅してしまうものもあるが）。この供養塔も、その点からいうと立派な史料である。

ところで、この供養塔に関する史料が残っている。前述の安部氏の報告に、「家宝珍事記」（首藤年伸文書）の関係箇所が掲載されている。それによると、

咄し二聞傳ふに、七十式年前、享保十四年西九月十三日

九ツ時より夜九ツ時迄、別府村堺天神南芹原之間流、其節堺天神節丸堂ハ無恙流れ遣れり（下略）

このように古文書とそれに関係する石造物が残り特定できることは少ない。ともに貴重な史料といえよう。古文書の後半部に「此度も幸神仏、堺河原之観音三水少しも」及ばなかつたとあり、近くを流れる堺川がたびたび氾濫を繰り返したことが推測できる。

以上わずか二例であるが、これからも理解できるように、石造文化財はその銘文からも、私たちに様々な歴史を語りかけてくれるのである。このほかにも興味深く、また貴重な史料が多々あるが、またの機会があれば発表したい。

△平成十八年十月、別府史談会で「大分県の石造文化財」のテーマで、スライドを交えて話をしたが、まとまりに欠けるものだったので、テーマをかえて新たに書き改めたものである。御了承いただきたい。▽